

USPTO が中小企業支援施策 (Patent Pro Bono Program)  
の進捗状況を公表

2014年11月20日  
JETRO NY 知財部  
今村、丸岡

USPTO の Michelle K. Lee 副長官は同庁ブログにおいて、改正特許法 (America Invents Act、AIA) において実施が言及されていた Patent Pro Bono Program (Free Legal Representation) の進捗状況を公表した。

Patent Pro Bono Program とは、同プログラムに登録した弁護士が中小企業や個人発明家など資力に限りのある発明家を支援するために、発明の権利化に関わるサービスを社会貢献活動の一環として無償で提供するものである。

同庁公表によれば、USPTO はこれまで、米国知的所有権法協会 (AIPLA) や関係団体と協力し、ミネソタ州での試行を経て、アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州など20の州<sup>1</sup>とワシントン DC で当プログラムを立ち上げることに成功している。

そして、今後残り30州での導入に向け、同庁は専門チームを設立し、地元の NGO 団体や弁護士会等と協力し制度の普及に向けた取り組みを開始している。

なお、オバマ政権は、2014年2月に発表した特許制度の改善に向けた大統領指令の中で、本プログラムを全ての州で実施するよう命じている<sup>2</sup>。

プログラムの活用方法など:

<http://www.uspto.gov/inventors/proseprobono/index.jsp>

同庁ブログ:

[http://www.uspto.gov/blog/director/entry/patent\\_pro\\_bono\\_program\\_expansion](http://www.uspto.gov/blog/director/entry/patent_pro_bono_program_expansion)

---

<sup>1</sup> [導入している州の一覧とリンク](#)

<sup>2</sup> [2014年2月20日付米国発特許ニュース](#)